

議案第87号 交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

近年の物価変動等に鑑み、国会議員選挙における選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを目的に、公職選挙法施行令が一部改正されたことに伴い、本市条例で定める交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公営経費に係る限度額を引き上げたいため改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

【改正する条例】

- ・交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（以下「選挙運動用自動車及びポスター公営条例」という。）
- ・交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（以下「選挙運動用ビラ公営条例」という。）

◇ポスター作成公営費

（選挙運動用自動車及びポスター公営条例第4条関係）

区分	改正単価	現行単価
印刷費/1枚	586円88銭	541円31銭

※ポスター1枚の作成単価（限度額）の算式

$$\frac{316,250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

◇ビラ作成公営費

（選挙運動用ビラ公営条例第2条及び第4条関係）

区分	改正単価	現行単価
印刷費等/1枚	8円38銭	7円73銭

3. 施行期日 公布の日

※改正後の規定は、公布日以後に告示される選挙に適用する。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年12月定例会

議案の 件名	議案第87号 交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター作成の公営に関する条例及び交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">条例</span> その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
公職選挙法の規定に基づき、交野市議会議員選挙及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成の公費負担に関し必要な事項を定めたもの。		他の自治体においても同様の改正が行われる。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本市においても関連する条例の公営経費に係る限度額（交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成の公営経費に係る限度額）の引き上げが必要となる。		公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例にしている。今回の公営単価の見直しにより、本市における市長選挙及び市議会議員選挙における選挙公営についても見直しを行うため、コストの増加が予測される。				
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
令和7年6月4日付、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布。		まちづくりの目標	目 標	—		
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営		
		施策	施 策	その他		
		○その他の計画（該当する場合のみ）				
〈市民参加の状況〉		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
有 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）						
		〈政策等の実施時期〉		公布の日		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		行政委員会事務局		<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span> ・ 無（新旧対照表等）		

交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第24号）新旧対照表

新	旧
<p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 交野市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第2項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 交野市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第2項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>

交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 交野市議会議員及び交野市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、作成単価<u>8円38銭</u>に選挙の区分に応じて法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数を乗じて得られた金額を限度として選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項及び第2項の規定により交野市に帰属する場合はこの限りでない。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の支払手続)</p> <p>第4条 交野市は、前条の規定による届出をした候補者が、同条の契約に基づき当該契約の相手方である作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、当該作成業者からの請求に基づき、当該作成業者に対して支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 交野市議会議員及び交野市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、作成単価<u>7円73銭</u>に選挙の区分に応じて法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数を乗じて得られた金額を限度として選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項及び第2項の規定により交野市に帰属する場合はこの限りでない。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の支払手続)</p> <p>第4条 交野市は、前条の規定による届出をした候補者が、同条の契約に基づき当該契約の相手方である作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、当該作成業者からの請求に基づき、当該作成業者に対して支払う。</p>